

名古屋市告示第155号

指定公金事務取扱者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2第 1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定しましたので、同条第 2項の規定に基づき告示します。

令和 8年 4月 1日

名古屋市長 広 沢 一 郎

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会
名古屋市南区東又兵ヱ町 5丁目 1番地の16
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入又は歳出
 - (1) 名古屋市プール条例（昭和23年名古屋市条例第35号。以下「条例」という。）第 3条第 1項に規定する使用料
 - (2) 条例第 5条に規定する還付金
- 3 指定公金事務取扱者に係る指定をした日
令和 8年 4月 1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した日
令和 8年 4月 1日

名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設課